

2. 「総合的な探究の時間」教科等研究会の設置について

(設置への準備)

令和2年度から始まる「総合的な探究の時間」の本格実施に向けて、指導する教員の資質向上と、生徒の発表機会の充実など学校教育の振興を図る目的で、「総合的な探究の時間」教科等研究会(以下、「総合探究部会」と記す)の設置が県教育委員会から示され、本校の教育企画部に事務局を置き、本校校長が部会長となって夏から立ち上げに向けての準備を始めた。

副会長校として、以前から「探究」の授業に取り組んでこられた高田高校と、地域との協働事業を積極的におこなっている二階堂高校にお願いして、それぞれの学校から幹事教員を出していただき、令和元年8月29日、第1回の準備委員会を本校で実施し、県教育委員会の担当指導主事とともに会則の作成や今後の日程について審議をおこなった。

9月24日、田原本町の教育研究所でおこなわれた「総合的な探究の時間・奈良TIME」指導研修会において、「総合探究部会」の立ち上げについての予告を県教育委員会の担当指導主事から県内の先生方におこない、1月実施の「総合的な探究の時間・奈良TIME」学習研究発表会において、本年度の総会をおこなうことを決定した。

11月27日、本校で第2回の準備委員会を実施し、会則案を決定、それに伴い役員等についても決定した。そして、来年度からの大きな行事予定としては、1学期(5～6月)に総会、2学期(10～11月)に学習指導の研修会、3学期(1～2月)に生徒の発表を主とした研修会を実施する方向で、1月の総会で提案することとなった。

令和2年1月27日、田原本町でおこなわれた「総合的な探究の時間・奈良TIME」学習研究発表会において、令和元年度奈良県高等学校教育研究会「総合的な探究の時間」部会の総会を実施し、会則案と来年度のおおまかな行事予定について承認を得た。今後3月末に来年度の行事内容の詳細とその日程、各校の代表者のとりまとめ等について県教育委員会の担当指導主事と事務局で原案を作成することになっている。以下に、1月の総会で承認をいただいた会則を掲載する。なお、会則作成にあたっては、先行県の会則を基本に、奈良県にある様々な教科等研究会の会則を参考にして決定した。

奈良県高等学校教育研究会「総合的な探究の時間」部会会則

(名称)

第1条 本会は、奈良県高等学校教育研究会「総合的な探究の時間」部会(以下、「総合探究部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 総合探究部会は、「総合的な探究の時間」の推進・充実に関し、奈良県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育研究活動を行い、本県高等学校等の教育関係者の資質向上と学校教育の振興を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 総合探究部会は、総合探究部会の趣旨に賛同する本県高等学校等の教育関係者で構成する。

(事業)

第4条 総合探究部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催
- (2) 調査研究の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の発行
- (4) その他教育研究会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会員)

第5条 会員は原則各校1名とし、複数の場合は代表者1名を決めておく。

(役員)

第6条 総合探究部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1人
 - (2) 副部会長 若干名
 - (3) 事務局長 1人
 - (4) 事務局員 若干名
 - (5) 幹事 若干名
 - (6) 監査 2人
- 2 事務局員は、事務局校の若干名とする。
 - 3 役員は役員会で選出する。

(職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、総合探究部会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 幹事は総合探究部会の会務を分担処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とする。但し、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 総合探究部会に、総会及び役員会をおく。

(役員会)

第10条 部会長は、総合探究部会の運営等について協議が必要な場合は、役員会を招集する。

- 2 役員会の議長は、部会長とする。
- 3 役員会は、第6条に定める役員で構成する。
- 4 役員会は、緊急を要する場合には重要事項を審議決定し、次の総会において承認を得るものとする。

(総会)

第11条 総会は毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業(研究・調査)計画
- (2) 予算及び決算
- (3) その他必要な事項
- (4) 役員の承認

2 臨時総会は、必要に応じて開くものとする。

(会計)

第12条 総合探究部会の運営経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、役員会において別に定める。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 総合探究部会にかかる庶務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は原則として部会長が所在する学校に置く。

(会則改正)

第14条 本会会則の変更は、総会において決定する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、総合探究部会の運営に必要な事項は部会長が定める。

附 則

この会則は、令和2年1月27日から施行する。